（参考様式１－２）

事前点検シート

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | ふりがな |  |
| 計画主体名 |  | 活性化計画名 |  |
| 計画期間  事業実施期間 | 年度　～　　　　　　　年度  　　　　　　年度　～　　　　　　　年度 | 総事業費（交付金） | 千円（　　　　　　　千円） |
| 活性化計画目標 |  | 事業活用活性化計画目標 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画主体 確認の日付 | 年　　　　　月　　　　　日 | 農林水産省 確認の日付 | 年　　　　　月　　　　　日 |

１　計画全体について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　　　目 | | チェック欄 | | 判　断　根　拠 |
| 計画主体 | 農林水産省 |
| 1-1 | 活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。 | |  |  |  |
|  |  | 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。 |  |  |  |
|  |  | 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。 |  |  |  |
| 1-2 | 計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。 | |  |  |  |
| 1-3 | 市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。 | |  |  |  |
| 1-4 | 活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。 | |  |  |  |
|  |  | 活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。 |  |  |  |
| 1-5 | 事業の推進体制は確立されているか。 | |  |  |  |
| 1-6 | 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | |  |  |  |
|  |  | 農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 |  |  |  |
| 1-7 | 計画期間・実施期間は適切か。 | |  |  |  |
| 1-8 | 事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。 | |  |  |  |
| 1-9 | 交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。 | |  |  |  |
| １-10 | 活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | |  |  |  |

２　個別事業について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　　　目 | | チェック欄 | | 判　断　根　拠 |
| 計画主体 | 農林水産省 |
| 2-1 | 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。 | |  |  |  |
| 2-2 | 土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。 | |  |  |  |
|  |  | 実施要領別記３の別表２の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉚の教養文化・知識習得施設、㉛の地域資源活用起業支援施設及び㉞の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。 |  |  |  |
|  |  | 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。 |  |  |  |
| 2-3 | 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記３に定める基準を満たしているか。 | |  |  |  |
| 2-4 | 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね５年以上のものであるか。 | |  |  |  |
| 2-5 | 事業による効果の発現は確実に見込まれるか。 | |  |  |  |
|  |  | 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和４年４月１日付け３農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要） |  |  |  |
|  |  | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 |  |  |  |
|  |  | 実施要領別記３の別表２の事業メニュー欄に掲げる㉝自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。 |  |  |  |
| 2-6 | 事業内容、事業実施主体等については実施要領別記３に定める要件等を満たしているか。 | |  |  |  |
| 2-7 | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。 | |  |  |  |
| 2-8 | 施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。 | |  |  |  |
|  |  | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。 |  |  |  |
|  |  | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。 |  |  |  |
|  |  | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。 |  |  |  |
|  |  | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。 |  |  |  |
|  |  | ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。 |  |  |  |
| 2-9 | 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。 | |  |  |  |
| 2-10 | 事業費積算等は適正か。 | |  |  |  |
|  |  | 過大な積算としていないか。 |  |  |  |
|  |  | 建設・整備コストの低減に努めているか。 |  |  |  |
|  |  | 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。 |  |  |  |
|  |  | 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。 |  |  |  |
| 2-11 | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。 | |  |  |  |
| 2-12 | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。 | |  |  |  |
| 2-13 | 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記３に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。 | |  |  |  |
| 2-14 | 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。 | |  |  |  |
|  |  | 交付要綱別紙19別表２の（１）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記１のⅡのⅡ－１の第２の４の（２）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。 |  |  |  |
|  |  | 整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。 |  |  |  |
|  |  | 施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。 |  |  |  |
| 2-15 | 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。 | |  |  |  |
|  |  | 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。 |  |  |  |
|  |  | 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。 |  |  |  |
|  |  | １年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。 |  |  |  |
|  |  | ６次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。 |  |  |  |
| 2-16 | 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。 | |  |  |  |
| 2-17 | 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。 | |  |  |  |
| 2-18 | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。 | |  |  |  |
|  |  | 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。 |  |  |  |
|  |  | 収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。 |  |  |  |
| 2-19 | 他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。 | |  |  |  |
| 2-20 | 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか  （ある場合には、事業名を記載すること。）。 | |  |  |  |
| 2-21 | 生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。 | |  |  |  |
| 2-22 | 他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。 | |  |  |  |
| 2-23 | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記３の別紙２（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。 | |  |  |  |

注１　項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

２　活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

３　事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。